

(平成25年5月2日付け畜第188号熊本県農林水産部長通知)

蜜蜂飼育届出対象の除外規定について

1 届出の除外対象

養蜂振興法施行規則第1条第2項第3号に規定する蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと都道府県知事が認める届出の除外対象については、主にニホンミツバチの飼育法として行われている自然巢洞、重箱式巢洞などで蜜蜂の飼育・利用を行う場合（反復利用が可能な蜂房を用いない場合）とする。

※「飼育法の例」については、別紙参照。

2 施行日

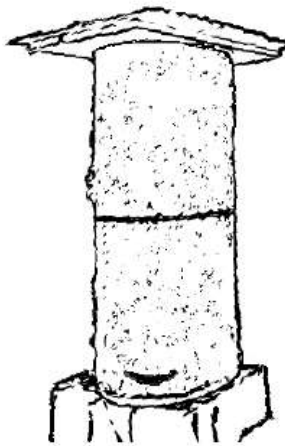
この規則は、平成25年5月1日から施行する。

<別紙>

飼育法の例

注意) 蜜蜂飼育届出の可否はフロー図で確認してください

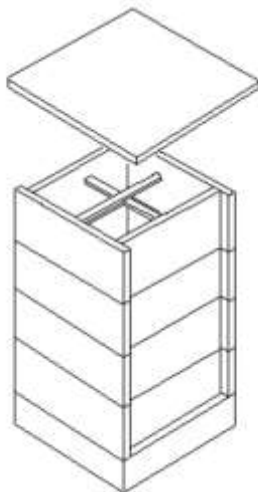
1 反復利用可能な^{すひ}巣脾、巣枠を利用しない飼育法の例



(1) 自然巣洞

丸太をくりぬき（又は丸太の代わりに板を箱形にしたもの、丸太以外の円筒形の素材を利用したものを含む）、中空になった内部に蜜蜂を誘引し、自然巣を作らせる方法。

ニホンミツバチの飼育法として多く利用されている。

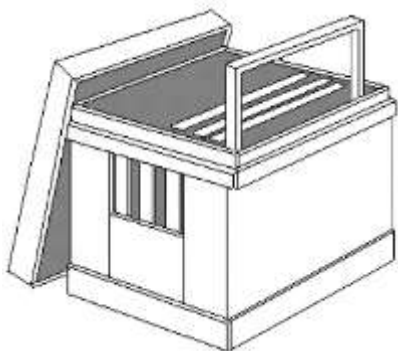


(2) 重箱式巣箱

貯蜜巣を切り離しやすくするため、巣箱を重箱のように積み重ね、中空とした内部に蜜蜂を誘引し、自然巣を作らせる方法。

ニホンミツバチの飼育法として多く利用されている。

2 反復利用可能な^{すひ}巣脾、巣枠を利用した飼育法の例



(1) 巢枠式巣箱

可動式の巣脾（蜜蜂の体内から分泌した“ミツロウ”でつくられた巣のこと。）、巣枠（巣の基礎となる巣礎を取り付け、それを基に蜜蜂に巣をつくられたもの。）を利用する方法。

セイヨウミツバチのほとんどがこの方法で飼育されている。ニホンミツバチの一部でもこの方法で飼育されていることもある。